

独立行政法人国立病院機構四国こどもとおとなの医療センター  
企業主導治験における治験審査委員会標準業務手順書

令和4年9月1日版から令和5年1月1日版への改訂 新旧対照表

新	旧
<p>第1章 治験審査委員会</p> <p>(治験審査委員会の設置及び構成)</p> <p>第3条 治験審査委員会は、院長が指名する者5名以上をもって構成する。</p> <p>なお、院長は治験審査委員会の委員にはなれないものとする。</p> <p>(1) <u>委員長：副院長（特命副院長）</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(附則) 〔施行期日〕 この手順書は平成25年5月1日から施行する。 この手順書は平成25年7月1日から改訂施行する。 この手順書は平成27年4月1日から改訂施行する。 この手順書は平成30年4月1日から改訂施行する。 この手順書は平成30年7月1日から改訂施行する。 この手順書は平成30年10月1日から改訂施行する。 この手順書は令和4年4月1日から改訂施行する。 この手順書は令和4年9月1日から改訂施行する。 この手順書は令和5年1月1日から改訂施行する。</p>	<p>第1章 治験審査委員会</p> <p>(治験審査委員会の設置及び構成)</p> <p>第3条 治験審査委員会は、院長が指名する者5名以上をもって構成する。</p> <p>なお、院長は治験審査委員会の委員にはなれないものとする。</p> <p>(1) <u>委員長：統括診療部長</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(附則) 〔施行期日〕 この手順書は平成25年5月1日から施行する。 この手順書は平成25年7月1日から改訂施行する。 この手順書は平成27年4月1日から改訂施行する。 この手順書は平成30年4月1日から改訂施行する。 この手順書は平成30年7月1日から改訂施行する。 この手順書は平成30年10月1日から改訂施行する。 この手順書は令和4年4月1日から改訂施行する。 この手順書は令和4年9月1日から改訂施行する。</p>